

コロナに負けるな

雇用調整助成金で
危機を乗り越えよう！

概要編

2020年4月20日

株式会社ヒューマンリソースみらい

特定社会保険労務士

荒木 康之



プロフィール

荒木 康之

特定社会保険労務士 賃金労務コンサルタント

株式会社ヒューマンリソースみらい 代表取締役

社会保険労務士事務所みらい 代表

1960年山形県生まれ秋田育ち 上智大学経済学部経営学科卒

2005年12月に横浜市中区にて創業 2007年4月に社労士事務所を併設

人のつながりを大切にしながら、経営者も、従業員も、一人一人が生き
生きとした人生を送ることが出来るよう、「人と組織と社会のみらい」に
貢献することを生き甲斐とする。

著書「Q&A職場のトラブル対象法」 セルバ出版 2020年3月出版

公益社団法人横浜中法人会 監事

横浜商工会議所情報関連産業部会 会員代表 商工季報に毎号コラム執筆中

横浜東ロータリークラブ



新型コロナウイルス感染症による 休業等についての厚生労働省の支援策

- ・雇用調整助成金の特例措置
- ・新型コロナウイルス感染症による
小学校休業等対応助成金
- ・時間外労働等改善助成金
テレワークコース、職場意識改善コースの特例

雇用調整助成金とは

- ・ 経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、**雇用の維持を図るための休業手当**に要した費用を助成する制度
- ・ 財源は**事業主が負担**している**雇用保険料**
- ・ **返還不要** 受給した額は雑所得
- ・ 受給できるのは**雇用保険に加入している事業所**
 - 特例あり
- ・ 直接従業員に払われるものではない
事業主に助成金は支払われる

緊急対応期間の特例措置の拡大

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大

雇用調整助成金 経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度

特例以外の場合の雇用調整助成金	新型コロナウイルス感染症特例措置	
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	緊急対応期間 (4月1日から6月30日まで) 感染拡大防止のため、この期間中は、 全国で 以下の特例措置を実施	
生産指標要件 3か月10%以上低下	生産指標要件を緩和 (1か月5%以上低下)	売上が5%以上減少
被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の 休業も助成金の対象に含める	
助成率 2/3 (中小)、1/2 (大企業)	4/5(中小)、2/3(大企業) ★ (解雇等を行わない場合は9/10 (中小)、3/4 (大企業))	最大9割補助!
計画届は事前提出	計画届の事後提出を認める (1月24日~6月30日まで)	
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間を撤廃	
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件を撤廃	
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左 + 上記対象期間 ★	
短時間一斉休業のみ 休業規模要件 1/20(中小)、1/15(大企業)	短時間休業の要件を緩和 併せて、休業規模要件を緩和 (1/40(中小)、1/30(大企業)) ★	
残業相殺	残業相殺を停止 ★	
教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練 助成率2/3(中小)、1/2(大企業) 加算額1,200円	4/5(中小)、2/3(大企業) (解雇等を行わない場合9/10 (中小)、3/4 (大企業)) ★ 加算額 2,400円(中小)、1,800円 (大企業)	

後出し
OK!

特例で申請書類が大幅に簡略化

(事業主の方へ)

雇用調整助成金の申請書類を簡素化します

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金の特例措置に関する申請書類等については、大幅に簡素化し、事業主の申請手続きの負担軽減と支給事務の迅速化を図りましたので、是非活用下さい。

記載事項を約5割削減 73事項→38事項に削減(▲35事項)

- ・残業相殺制度を当面停止(残業時間の記載不要に)
- ・自動計算機能付き様式の導入により記載事項を大幅に削減

記載事項の大幅な簡略化

- ・日ごとの休業等の実績は記載不要(合計日数のみで可)

添付書類の削減

- ・資本額の確認の「履歴事項全部証明書」等を廃止
- ・休業協定書の労働者個人ごとの「委任状」を廃止
- ・賃金総額の確認のための「確定保険料申告書」を廃止(システムで確認)

添付書類は既存書類で可に

- ・生産指標→「売上」が分かる既存の書類で可
- ・出勤簿や給与台帳でなくても、手書きのシフト表や給与明細でも可

計画届は事後提出可能(～6月30日まで)

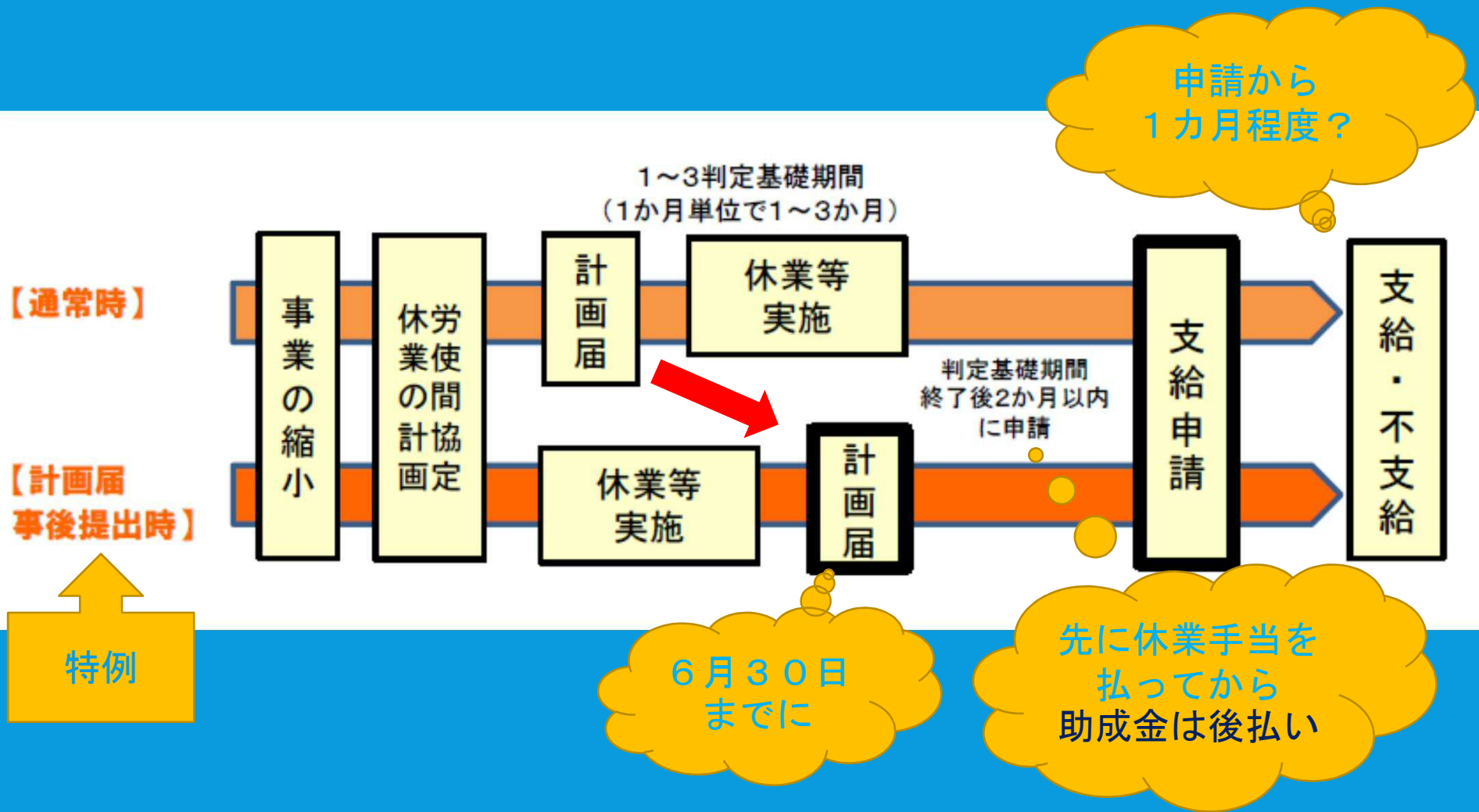
【計画届に必要な書類】(休業の場合)

書類名	簡素化内容(記載事項29事項→21事項(▲8事項))
様式第1号(1) 休業等実施計画(変更)届	・事後提出(申請時に提出)を可能に(～6/30(火)まで)
様式第1号(2) 雇用調整事業所の事業活動の状況に関する申出書	・確認書類は「売上」が分かる既存書類のコピーで可(売上簿、営業収入簿、会計システムの帳票などで可)
様式第1号(3) 休業・教育訓練計画一覧表	・作成不要(様式第5号(3)として提出可)
様式1号(4) 雇用調整事業所の雇用指標の状況に関する申出書	・作成不要
確認書類① 休業協定書・教育訓練協定書	・労働者代表選任届に添付を求めていた個別の委任状を不要に
確認書類② 事業所の状況に関する書類	・既存の労働者及び役員名簿のみで可 ・中小企業の人数要件を満たせば、資本額を示す書類は不要に

【支給申請に必要な書類】(休業の場合)

書類名	簡素化内容(記載事項44事項→17事項(▲27事項))
様式第5号(1) 支給申請書	・自動計算機能付き様式とし、記載事項を大幅に削減 ・事業所の所在地等の記載は省略可
様式第5号(2) 助成額算定書	・自動計算機能付き様式とし、記載事項を大幅に削減 ・残業相殺の停止により、残業時間の記載不要に
様式第5号(3) 休業・教育訓練計画一覧表及び所定外労働時間等の実施状況に関する申出書	・日付欄の記載は不要とし、日数合計のみで可 ・残業相殺の停止により、残業時間の記載不要に
共通要領様式1号 支給要件確認申立書	・「はい」「いいえ」を簡易に回答可能な様式に変更
確認書類① 労働保険料に関する書類	・添付不要
確認書類② 労働・休日及び休業・教育訓練の実績に関する書類	・出勤簿、タイムカード以外にも、手書きのシフト表などでも可 ・給与台帳以外にも、給与明細の写しなどでも可

支給までの流れ 助成金は後払い



貰える金額はいくらか

- ・ 助成金は昨年度支払った賃金の一人一日当りの平均賃金額がベース

$$\text{雇用保険の確定保険料の賃金総額} \div \text{雇用保険の人数} \div \text{年間所定労働日数}$$

- ・ 『平均額 × 支払い率』 が基準賃金額(≧平均賃金)

$$\text{受給額} = \text{基準賃金額} \times \text{助成率} \times \text{休業延べ日数}$$

- ・ 一人一日当たりの上限は **8330円**
- ・ 支払い率は **60% ~ 100%** で任意に設定
- ・ 助成率
 中小企業は**解雇が無い場合は90%**、解雇有りは**80%**
 大企業は**解雇が無い場合は75%**、解雇有りは**67%**

休業手当の払い方

- ・ 休業手当は平均賃金の60%以上支払えばOK
- ・ 労働基準法の休業手当

原則 3か月間の賃金総額 ÷ 暦日数

例外 3か月間の賃金総額 ÷ 労働日数 × 0.6 (最低保証)

(例) 賃金30万円の休業手当

$$30\text{万円} \times 3 \div 90\text{日 (暦日数)} \times 0.6 = 6000\text{円}$$

助成金では所定労働日数で計算することも可能

$$30\text{万円} \times 3 \div 60\text{日 (所定労働日数)} \times 0.6 = 9000\text{円}$$

実質負担額を計算してみる

- ・ 従業員数 20人（雇用保険の人数）
- ・ 休んだ日数 20日（労働日で計算） 延べ日数400日
- ・ 従業員の賃金が300,000円
- ・ 所定労働日数20日 ⇒ 一日単価 15,000円
- ・ 支給率 60%

$$15000円 \times 60\% \times 20日 \times 20人 = 3,600,000円$$

- ・ 受給額

$$15000円 \times 60\% \times 90\% \times 400日 = 3,240,000円$$

$$8100円 < 8300円$$

実質負担額は36万円

申請先・問い合わせ先

・ 申請先

- ・ 神奈川県労働局 助成金センター
- ・ 各地のハローワーク

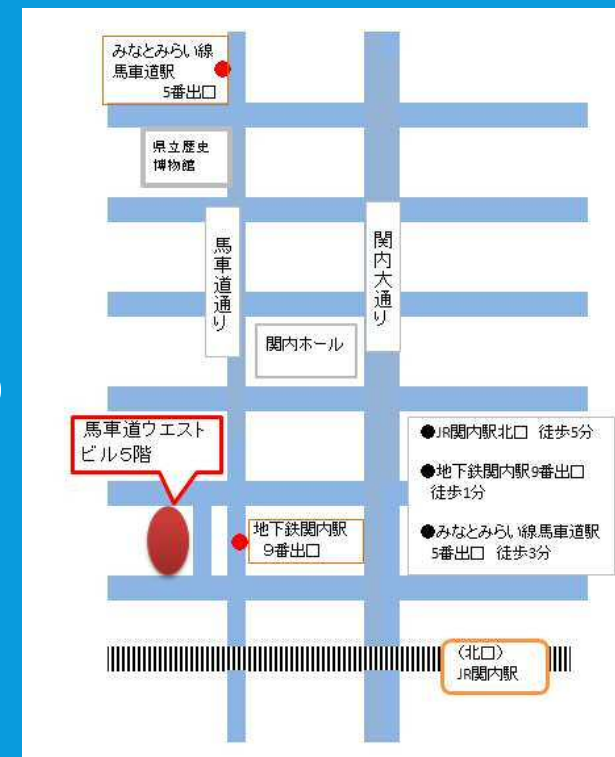
・ 問い合わせ先

- ・ 神奈川県労働局 助成金センター
- ・ ハローワーク
- ・ コールセンター 0120-60-3999
受付時間 9:00～21:00（土日・祝日含む）

・ 資料や申請書類のダウンロード

検索 厚生労働省 雇用調整助成金

横浜市中区尾上町5-77-2
045-650-2801



ご清聴 ありがとうございます

- (株)ヒューマンリソースみらい 代表取締役
社会保険労務士事務所みらい 代表
荒木 康之 特定社会保険労務士
- 横浜市中区住吉町 4 - 4 5 - 1
- 電話 0 4 5 - 6 5 0 - 4 1 6 6
- Mail : araki@hr-mirai.com
- H P : <http://www.hr-mirai.com/>
- [http:// www.4166.jp](http://www.4166.jp)
- メールマガジン ワクワクみらい通信

